平成21年度固定資産税より 追分地区における 宅地の評価方法が変わります

追分地区は、以前より全て	①市街地宅地評価法	面積が評価額となります。	れの土地が環境や利用状況等、
し「その	(路線価式評価法)とは		様々な状況が見受けられます。
評価法」により宅地の	市街地について、道路に面	②その他の宅地評価法	従来の「その他の宅地評価法」
を行ってきましたが、平成21	する1m当たりの価格である	(標準地比準方式)とは	では、個々の土地の状況を評
年度から追分地区市街地(※)	路線価を設定します。この路	主に農村地区について、宅	価額に反映しきれず、より現
については、「市街地宅地評価	線価に基づいて各土地の利用	地の接する道路の状況、家屋	況に合った評価が求められな
法」により評価を行うことと	状況等により価格を決定する	の疎密度その他総合的に、概	いこと、早来地区との均衡を
なりました。	評価法です。	ね利用状況が近い地区ごとに	図ることも考慮し、「市街地宅
市街地以外の地域について	【評価の流れ】	標準地を決め、1m当たりの	地評価法」を用いることとし
は、従来どおりの「その他の	ア 普通商業地区・併用住宅	価格を設定し、その価格に面	ました。
宅地評価法」となります。	地区・普通住宅地区などの	積を乗じて価格を求める評価	問合せ税務課資産税係
	用途ごとに区分します。	法です。	A (25) 2513
	イ 道路幅、最寄りの駅への	【評価の流れ】	
	距離、公共施設等への接近	アからウまでは、市街地宅地	
(※)追分地区市街地	性、バス停の有無、商業施	評価法と同じです。	
若草・花園・柏が丘・	設との距離、商業割合など	エ 不動産鑑定士による鑑定	
緑が丘・本町・青葉・	の状況により地域を詳細に	価格をもとに標準宅地の価	
中央・白樺(一部を除く)	区分します。	格を算出します。	
	ウ 主要な道路に面している	オ 右記エで求めた各土地の	
	標準的な宅地を選びます。	1㎡当たりの価格×土地の	
	エ 不動産鑑定士による鑑定	面積が評価額となります。	
	価格をもとに標準宅地に接		
土地の評価のしくみ	する道路の価格を設定しま	①、②の評価法で大きく異	
(宅地)	す。	なる点は、「その他の宅地評価	
	オ その他の道路にも路線価	法」では、標準宅地価格(単	
	を設定します。	価)から評価額を求めます。	
安平町では、「市街地宅地評	カ 設定した路線価に、間口、	これに対し、「市街地宅地評価	
価法(路線価式評価法)」と	奥行、形状、利用制限など	法」は、主要な道路に路線価	
「その他の宅地評価法(標準	の詳しい情報を加えて1㎡	を設定し、間口、奥行、形状、利	
地比準方式)」の2つの評価法	当たりの価格を計算します。	用制限などの詳細情報を反映	
で宅地の評価を行ないます。	キ 右記力で求めた各土地の	させて評価額を求めます。	
	1㎡当たりの価格×土地の	市街地については、それぞ	